

デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱

島根県中小企業団体中央会

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業省電力設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）の規定に基づき、島根県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）が実施するデマンドコントロールシステム導入支援助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、大企業が実質的に経営に参画していない者をいう。
- (2) 「中小企業グループ」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第158号）第3条に基づく法人等のうち、事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合で、3者以上の組合員を有し、その組合員が一つの敷地内又は建物内において共同受電を行なっている団体をいう。
- (3) 「中小企業者等」とは、第1号及び第2号の者をいう。
- (4) 「デマンドコントロールシステム」とは、事業所等の使用電力量を常時計測及び監視する設備をいう。

(助成金の交付の目的)

第3条 助成金は、島根県内の中小企業者等の省電力化を推進するため、デマンドコントロールシステム（以下「システム」という。）を設置する中小企業者等に対して費用助成を行うことにより、二酸化炭素排出量削減に資することを目的とする。

(助成対象事業者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 中小企業者等のうち、法人にあつては島根県内に登記簿上の事業所を有する者、個人にあつては島根県内で開業届又は青色申告をしており、県内で事業を営んでいる者。
- (2) 島根県地球温暖化対策協議会に「しまねストップ温暖化宣言事業者」として宣言していること。
- (3) 島根県税の滞納がないこと。
- (4) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力との関係を有しない者であること。

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象事業者が、中央会が実施する省エネ診断の結果に基づき、自己の事業の用に供する県内の建築物にシステムを設置する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) システムは、計測した電力使用量等のデータを記録及びパソコン等へ出力し、あらかじめ設定した最大需要電力量の目標値を超える予測をした場合に警報等で知らせ、電気機器を制御する機能を有すること。
- (2) 未使用のシステムであること。
- (3) 既存の設備の更新ではないこと。
- (4) 過去に助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次表のとおりとする。

区 分	内 容
設備費	監視装置、計測装置、警報装置、制御装置及び表示装置を構成する機器並びにこれに附属する機器（パソコン及びプリンターを除く。）の取得に要する経費
設置工事費	上記設備の設置に要する経費

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内とし、200千円を超えないものとする。

（助成金の交付申請）

第8条 助成金の交付申請を行う助成対象事業者は、助成金交付申請書（様式第1号）及び島根県中小企業団体中央会会長（以下「会長」という。）が別に定める書類を、その定める期日までに会長に提出しなければならない。

（助成金の交付の決定）

第9条 会長は、前条の申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認められた時は助成金の交付の決定を行い、助成金の交付を決定した者（以下「助成事業者」という。）に対し助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の助成金の交付の決定は予算の範囲内で行う。

（交付の条件）

第10条 助成金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 助成金の交付決定を受けた助成対象事業（以下「助成事業」という。）の完了後で会長が指定するときに、中央会が実施する省エネ診断を受診しなければならない。
- (2) 会長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて条件を付することができる。

（申請の取下げ及び事情変更による決定の取消し等）

第11条 助成事業者は、第9条第1項の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、辞退届（様式第3号）を会長に提出しなければならない。また、交付の決定前に申請を取り下げるときも同様とする。

2 会長は、交付決定後において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 会長は、前項の規定によるこの交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

- (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 助成事業を行うために締結した契約の解除によって必要になった賠償金の支払に要する経費

4 会長は、第2項の措置を行った場合は、この決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者に通知するものとする。

（禁止事項）

第12条 助成事業者は、次条によりあらかじめ会長の承認を得た場合のほか、助成事業について、そのシステムの機種及び型式並びに設置場所を変更することはできない。当該設備の改造も同様の扱いとする。

2 助成事業者は、第9条第1項の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、会長の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

(助成事業の内容変更等)

第13条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更・中止承認申請書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- (1) 前条第1項の事項を行おうとするとき又はその他助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 助成事業を中止又は廃止しようとするとき。
 - (3) 中小企業グループを解散しようとするとき。
- 2 会長は、前項の承認には必要に応じて条件を付すこと、またはこれを変更することができる。
- 3 助成事業者は、企業名、所在地若しくは代表者の変更、新会社等の設立又は中小企業グループの組合員等の追加若しくは脱退をしたときは、変更届(様式第5号)を速やかに会長に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第14条 助成事業者は、助成事業を申請時の予定の期間内若しくは別に定める期日までに完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに遅延(事故)報告書(様式第6号)を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第15条 会長は、助成事業者が提出する報告、報告に基づく調査等により、その者の助成事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

- 2 助成事業者が前項の命令に違反したときは、会長は、その者に対し当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第16条 助成事業者は、助成事業が完了したとき又は助成金の交付の決定に係る助成対象期間が終了したときは、速やかに実績報告書(様式第7号)及び会長が別に定める書類を、会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第17条 会長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行う。その結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の範囲内で助成金の額を確定し、当該助成事業者に確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- 2 会長は、前項の調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該助成事業者についてこれに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。
- 3 前条の規定は、前項の命令により助成事業者が必要な措置をしたときに準用する。

(助成金の請求・支払)

第18条 助成事業者は、前条第1項により確定通知書を受けたときは、請求書(様式第9号)を会長に提出するものとする。

- 2 会長は、請求書が提出されたときは、速やかに助成金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第19条 会長は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

- (3) この要綱の規定又は助成金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第 17 条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。
 - 3 会長は、第 1 項の取消しを行った場合は、この決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 20 条 会長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付決定の取消しを行った場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(重複受給の禁止)

第 21 条 助成金は、国、都道府県、市町村等からの助成金と重複して受けられないものとする。

(助成金の経理)

- 第 22 条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
- 2 前項の規定は、第 17 条第 1 項の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理)

第 23 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した設備、施設及び備品等（以下「財産」という。）について、その管理状況を明らかにするとともに、善良なる管理者の注意をもって管理し、助成事業完了後においても、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

(財産の処分)

- 第 24 条 助成事業者は、真にやむを得ない事由により、財産を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、廃棄及び担保の用に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 10 号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日付号外大蔵省令第 15 号）に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。また、当該財産を処分しようとするときは、助成事業者は、環境に配慮し、適法に処分しなければならない。
- 2 会長は、前項の規定による申請があり、その内容を確認のうえ承認する場合は、財産処分承認通知書（様式第 11 号）をもって当該助成事業者に通知する。
 - 3 助成事業者は、前項の承認を受けて財産を処分した場合は、財産処分結果報告書（様式第 12 号）を会長に提出しなければならない。
 - 4 会長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が、当該承認に係る取得財産等の処分をした場合は、当該助成事業者に対し、交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。
 - 5 助成事業者は、前項の規定により交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを会長に返還しなければならない。
 - 6 前各項に定めるもののほか、盗難、火災、風水害、地震等の事由により、財産が滅失又は毀損した場合には、会長にその旨を届け出なければならない。
 - 7 会長は、前項の規定により届出を行った助成事業者に対し、交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。ただし、財産が滅失又は毀損することとなった理由が助成事業者の責によらないものであり、滅失又は毀損した財産について助成事業者が補償等を受けていないと認められる場合については、会長は、当該請求を行わないことができる。

(職員の調査等)

第 25 条 会長は、助成事業者に対し助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係る帳簿書類その他の物件について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

2 会長は、助成事業中及び完了後においても、助成事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該助成事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 26 条 会長は、第 19 条及び第 20 条の規定により、助成事業者に対し助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

2 前項において助成金の返還を命じられた者が、納期日までに助成金を納付しなかったときは、会長は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（助成金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満は除く。）を納付させることができるものとする。

3 会長は、前 2 項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、島根県と協議の上、加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項に定める年当たりの割合は、365 日（閏年の日を含む。）当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 27 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

2 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(その他)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名 印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付申請書

標記助成金に係る事業を下記のとおり行いますので、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第8条の規定により、助成金の交付を申請します。

記

1. 会社の概要

商号	(フリガナ)			
主要事業				
資本金	万円			
本店所在地	〒			
設立年月日	年 月 日	会社成立日	年 月 日	
代表者	職名			
	氏名			
	生年月日	年 月 日		
従業員数	常勤役員	名	パート	名
	常用雇用	名	その他	名

2. 会社の事業概要

--

3. 中央会が実施する省エネ診断の受診状況

受診済 ・ 未受診

4. 事業計画

(1) 事業を実施する場所

名 称	
所 在 地	
建物の構造	

(2) 事業の目的

--

(3) 事業の内容

--

(4) デマンドコントロールシステムの概要

メーカー名	
製品名	
形式	
設置数	
販売業者	
電気工事業者	

(5) 期待される効果

--

(6) 事業の実施予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5. 助成金交付申請額（助成対象経費の1/3以内、千円未満端数切捨て）

金 _____ 円

6. 資金計画

(1) 経費内訳

区 分		金 額
助成対象経費 ③=①+②		円
設備費 ①		円
設置工事費 ②		円
助成対象外経費 ④		円
事業費計 ⑤=③+④		円
消費税及び地方消費税の額 ⑥		円
総事業費 ⑤+⑥		円

(2) 資金調達計画（合計金額と上記総事業費は同額となる。）

区 分	金 額	備 考
自己資金	円	
借入金	円	
その他（ ）	円	
合 計	円	

【事業担当者記載欄】

部 署 名			
役職・氏名			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

(企 業 名) 殿

島根県中小企業団体中央会
会長

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の助成金については、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱(平成 年 要綱第 号、以下「要綱」という。)第9条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業は、要綱第4条に定める事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 助成金の交付決定額は、次のとおりとする。ただし、助成事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費または助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

金 円
- 3 助成事業者は、要綱及びデマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要領(平成 年 要領第 号)に従わなければならない。
- 4 助成条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 5 助成事業者は、助成事業の完了後で島根県中小企業団体中央会会長(以下「会長」という。)が指定するときに、島根県中小企業団体中央会が実施する省エネ診断を受診しなければならない。
- 6 助成事業者は、助成対象経費の総額の20%、若しくは助成事業の経費区分の配分額の20%を超える増減の変更をしようとする場合においては、事前に会長の承認を受けなければならない。
- 7 助成事業者は、助成事業の内容の変更をしようとするときは、助成金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が助成目的の達成をより効率的にする場合を除いて事前に会長の承認を受けなければならない。
- 8 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。
- 9 助成事業者は、助成事業を予定の期間内若しくは 年 月 日までに完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難となったときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 10 助成事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、 年 月 日()までに辞退届を会長に提出すること。

様式第3号

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名

印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付申請辞退届

標記助成金の交付申請を下記の理由により辞退したいのでデマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり辞退届を提出します。

記

1 交付決定 年 月 日付 第 号

2 辞退の理由

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名

印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金に係る助成事業の
内容変更・中止承認申請書

標記助成事業の内容を（変更・中止）したいので、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1 交付決定 年 月 日付 第 号

2 交付決定額 円

3 変更の内容及び理由

4 助成対象経費の変更

(単位：円)

経 費	総事業費	助成対象経費	助成金額
変更前経費			
変更後経費			

5 事業中止の理由

※ 必要に応じて変更内容等が確認できる書類、図面等を添付してください。

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名 印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金に係る助成事業者の
内容変更届

標記助成事業者の内容（名称・所在地・代表者・法人設立等）を変更したいので、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第13条第3項の規定により、下記のとおり、届出書を提出します。

記

1 交付決定 年 月 日付 第 号

2 変更事項（名称・所在地・代表者・法人設立等）

(変更前)

(変更後)

3 変更の理由

添付書類

- 1 名称・所在地の変更の場合は、「登記簿謄本」又は「履歴事項全部証明書」
- 2 代表者の変更の場合は、「印鑑証明書（発行後3か月以内）」
- 3 法人設立の場合は、「登記簿謄本」又は「履歴事項全部証明書」、事業継続の念書等
- 4 中小企業グループの組合員等の変更の場合は、「定款」及び「組合員名簿」

様式第6号

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名

印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金に係る助成事業遅延・
事故報告書

標記助成事業について、(一部期間内に完了できなくなりましたので・一部遂行が困難となりましたので・事業の遂行が困難となりましたので) デマンドコントロールシステム導入支援助成金
交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告書を提出します。

記

1 交付決定 年 月 日付 第 号

2 理由

3 現状及び今後の遂行計画

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名 印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金に係る助成事業実績報告書

標記助成事業を 年 月 日をもって完了しましたので、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第16条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 交付決定 年 月 日付 第 号
- 2 交付決定額 _____ 円
- 3 変更承認 年 月 日付 第 号
- 4 変更後の額
- 5 助成事業に要した経費（総事業費） _____ 円
- 6 助成対象経費 _____ 円
- 7 助成金の額 _____ 円
- 6 事業の実績 別紙のとおり

※ 添付書類

①見積書（写し）、②工事概要の分かるもの、③注文書、請書又は契約書（写し）、④納品書又は工事完了届（写し）、⑤設置写真、⑥請求書（写し）、⑦経費の支払に関する書類（普通預金及び当座預金の場合は振込依頼書（写し）、インターネットバンキングによる振込の場合は振込画面のハードコピー）ほか

別紙

1 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施した事業の概要

--

3 実施後の成果

--

4 経費内訳

助成対象経費		円
	設備費	円
	設置工事費	円
助成対象外経費		円
事業費計		円
消費税及び 地方消費税の額		円
総事業費		円

様式第8号

第 号
年 月 日

(企業名)

殿

島根県中小企業団体中央会
会長

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金確定通知書

標記助成金については、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり額を確定したので、通知します。

記

- 1 交付決定 年 月 日付 第 号

- 2 助成金の交付決定額 金 _____円

- 3 助成金の額の確定額 金 _____円

- 4 その他

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主
代表者職・氏名

印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金請求書

年 月 日付 第 号をもって額の確定通知のあった標記助成金について、
デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第18条第1項の規定により、下
記のとおり請求します。

記

1. 助成金請求額 円

2. 助成金振込口座

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金の種類を○で囲む			
			普通 ・ 当座			
フリガナ			口座番号			
口座名義						

(注) 助成金振込先は、原則として口座名義が申請者と同一の口座に限ります。

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人又は事業主名
代表者職・氏名

印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金により取得した財産に係る
処分承認申請書

標記財産を処分したいので、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第 2 4 条
第 1 項の規定により、下記のとおり申請書を提出します。

記

1 処分の種類

2 処分の理由

3 取得した財産の品目、取得年月日等

(単位：円)

品目	取得年月日	取得価格	減価償却額	期末帳簿価格
計				

注) 減価償却額とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に
基づき定率法で減価償却した額をいう。

4 処分方法

殿

島根県中小企業団体中央会
会長

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金により取得した財産に係る
処分承認書

年 月 日付で承認申請のあった標記財産の処分について、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第 2 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認します。

記

1 財産の品目

2 財産処分後の手続き

- (1) 申請者は、財産を処分した場合は、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第 2 4 条第 3 項の規定により、財産処分結果報告書（別添）及び財産処分の事実を確認できる書類等（処分委託先からの見積書、契約書、領収書、写真等）を島根県中小企業団体中央会会長あて提出してください。
- (2) 財産処分結果報告後に処分の種類によって交付した助成金の一部に相当する金額を請求する場合があります。

年 月 日

島根県中小企業団体中央会 会長 殿

所在地
法人・事業主名
代表者職・氏名

印

年度デマンドコントロールシステム導入支援助成金により取得した財産に係る
処分結果報告書

年 月 日付 第 号をもって承認のあった財産を処分しましたので、デマンドコントロールシステム導入支援助成金交付要綱第 2 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 財産の品目
- 2 処分年月日
- 3 事実を確認できる書類等
別添のとおり